

平成 24 年 6 月 4 日  
都 市 局  
自 動 車 局

## 環境対応車普及による低炭素まちづくりに向けて ～超小型モビリティの導入、電気バスの導入及び充電施設の 設置のガイドラインを作成しました～

この度、国土交通省では、超小型モビリティ（※）の導入、電気バスの導入及び充電施設の設置のガイドラインを作成しました。今後は、このガイドラインを活用し、地方自治体、運送事業者等による超小型モビリティをはじめとする電気自動車等（環境対応車）を活用した低炭素まちづくりの実現を総合的に支援してまいります。

（※）「超小型モビリティ」：自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両

1. 超小型モビリティをはじめとする電気自動車等（環境対応車）は、低炭素社会の実現に資するとともに、人口減少・高齢化時代に対応するコンパクトなまちづくりにも適した交通手段です。このため、国土交通省では、都市の低炭素化、集約型都市構造の実現、高齢化社会への対応等持続可能なまちづくりに向けた取組みと環境対応車普及の取組みを一体的に推進し、環境対応車を活用した低炭素まちづくりの実現を目指しています。
2. 今般、このような取組みの一環として、これまでの実証実験等の成果を踏まえ、超小型モビリティの導入、電気バスの導入及び充電施設の設置に関するガイドラインを作成いたしました。（別紙参照）

### 【各ガイドラインの内容】

- ・ 超小型モビリティ：超小型モビリティの定義、利活用が想定される場面の明確化、車両仕様に対するニーズ等
- ・ 電気バス：車両の特徴を踏まえた導入計画（路線選定、運行計画、充電施設整備）作成の考え方等
- ・ 充電施設の設置：充電施設の配置、操作性、案内・情報提供についての考え方等

3. 国土交通省としては、本ガイドラインを活用し、環境対応車の導入や充電施設整備の支援、利用環境の整備など、地方自治体、運送事業者等による環境対応車を活用した低炭素まちづくりの実現を総合的に支援してまいります。

（注） ガイドラインの本文は国土交通省ホームページに掲載しております。  
([http://www.mlit.go.jp/toshi/crd\\_gairo\\_fr\\_000009.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_gairo_fr_000009.html))

### 〈お問合せ先〉

都市局街路交通施設課 中村・小林・菊池  
(代表:03-5253-8111, 直通:03-5253-8416,  
内線 32812, 32847, 32842, FAX:03-5253-1592)  
自動車局環境政策課 星・岩元  
(代表:03-5253-8111, 直通:03-5253-8604,  
内線 42504, 42525, FAX:03-5253-1636)

# 超小型モビリティの導入に向けたガイドライン

## ガイドラインの概要

### 1. 超小型モビリティの特徴(定義)

- ◎ 自動車よりコンパクトで、取り回しがしやすい
- ◎ 環境性能に優れる
- ◎ 1人～2人乗り程度

### 2. 導入意義・効果

- ◎ CO2の削減
- ◎ 都市や地域の新たな交通手段
- ◎ 高齢者の移動支援、子育て支援
- ◎ 観光・地域振興 等

### 3. 利活用場面

- ◎ 近距離(5km圏内)の日常的な交通手段
- ◎ 観光時における回遊・周遊の際の移動手段
- ◎ 小規模配送やポーターサービス 等

### 4. 利用環境の整備(地方自治体の役割)

- ◎ 車両導入補助、先導導入
- ◎ 走行空間の整備、標識設置
- ◎ 駐車空間の整備
- ◎ 地域交通計画への反映 等

### 5. 車両仕様に対するニーズ

- ◎ 乗車定員1～2名程度
- ◎ 一定の積載量
- ◎ 手頃な価格、維持費

## 超小型モビリティの導入意義・効果

低環境負荷な交通手段  
物流の効率化

地方都市、山間部の生活交通  
通勤・通学の足

CO2の削減

新たな交通手段



深刻な地域交通課題を解決しつつ、  
多くの社会的便益を創出



観光・地域振興

高齢者、子育て支援

観光地や地域住民の活動・  
交流の活性化

高齢者の移動支援や外出機  
会創出、送迎行動が容易に

今後、本ガイドラインを活用し、地域への導入及び利用  
環境の整備、自動車メーカー等の開発・実用化、規格・  
基準の具体化検討等を加速。

# 電気バス導入ガイドライン

## ガイドラインの概要

### 1. 特徴・導入意義

- ◎ ゼロエミッション、低騒音・低振動
- ◎ 自然環境や住宅地など周辺環境への配慮が可能、快適な乗り心地
- ◎ 災害時における電源としての活用

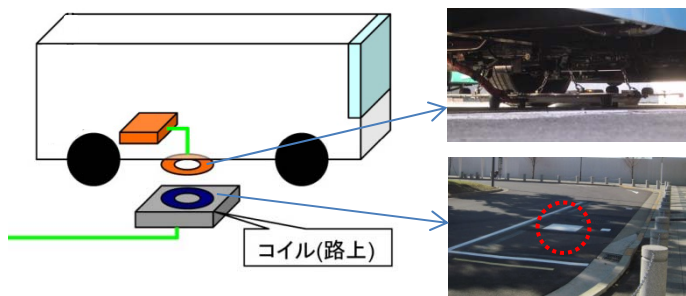
### 2. 導入計画の検討

- ◎ 電気バスの特性(メリット、走行可能距離)把握
- ◎ 運行計画と充電施設の整備計画を一体的に検討
  - ・運行計画(路線の選定、ダイヤ設定、車両の検討)
  - ・充電施設の整備計画(電費の把握、必要な充電時間、充電方法)
- ◎ 路線の選定、車両の検討

### 3. 充電施設の整備の検討

- ◎ 充電施設の配置
- ◎ 充電施設の設置場所、車両との正着性
- ◎ 充電施設の設置に係る諸手続

車両との正着性



## 電気バスの特徴・導入意義



ゼロエミッション  
低騒音・低振動

走行時に大気汚染物質、CO2が出ず、騒音・振動が小さい

周辺環境への配慮  
快適な乗り心地

自然環境や住宅地など周辺環境への配慮が可能  
静音性を活かした乗り心地の向上、新しいバスとしてのPR効果

災害時の活用

将来的な災害時の電力供給源としての活用

## 導入計画

### 運行計画

- ・路線の選定
- ・ダイヤ設定
- ・車両の検討

一体的に  
検討

### 充電施設の整備計画

- ・電費の把握
- ・必要な充電時間
- ・充電方法

今後、本ガイドラインを活用し、電気バスの導入、充電施設の整備、自動車メーカー等の開発を積極的に推進。

# 駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン

## ガイドラインの概要

### 1. 電気自動車と充電器の概要

- ◎ 電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車の特性
- ◎ 急速充電器・普通充電器の特性

### 2. 充電施設の配置の考え方

- ◎ 充電形態の分類(プライベート充電とパブリック充電)
- ◎ 利用実態を踏まえたパブリック充電施設の配置のあり方

### 3. 充電器設置に関する操作性・スペース

- ◎ 充電器の設置位置の考え方
- ◎ 操作性についての配慮事項
- ◎ 充電施設に付随すべき施設
- ◎ 予約機能・課金機能の現状及び今後の見通し

### 4. 充電施設の案内、情報提供

- ◎ 充電施設に関するサイン・路面標示
- ◎ 充電施設場所の情報提供

## 充電施設・電気自動車の普及促進



今後、地方公共団体や充電施設設置事業者において、本ガイドラインを活用した充電施設の整備促進が行われるよう、ガイドラインの周知や支援措置を行う。